

議第一号

徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
右の議案を別紙のとおり、地方自治法第百十二条及び徳島県議会議規則第十四条第一項の規定により提出する。

平成二十八年十二月十五日

提出者

徳島県議会議長

嘉見博之殿

古高庄 南井 杉 喜寺 岩岡 真来 島中 岡 岩 重
川井野 川本 多井 佐本 貝代 田山 丸 清
広美昌 恒龍 直宏 正義 富浩 正正俊佑 正佳
志穂 彦生 二樹 思遼 弘治 司文人 雄樹 史之

長黒 臼丸 川木 西岸 元樺 山原 嘉岡 須木
尾崎木 若端 南沢 木本 木本 西井 見田 見下
哲 春祐 正征 貴泰 章国 博理 一
見章夫 二義 美朗 治生 孝朗 敬之 絵仁 功

徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する
条例

第一条 徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十四年
徳島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百六十五」を「百分の百七十五」に改める。

第二条 徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のよ
うに改正する。

第五条第二項中「百分の百五十」を「百分の百五十五」に、「百分の百七十五」を「
百分の百七十」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十九年四月一
日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関
する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成二十八年十一月一日から適
用する。

3 第一条の規定による改正前の徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関
する条例の規定に基づいて平成二十八年十二月一日からこの条例の施行の日の前日まで
の間に議長、副議長及び議員に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末
手当の内払とみなす。

提案理由

国会議員の期末手当が改定されたこと等に鑑み、議長、副議長及び議員の期末手当につ
いても同様の改定を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議第二号

徳島県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部改正について

右の議案を別紙のとおり、地方自治法第百二十二条及び徳島県議会会議規則第十四条第一項の規定により提出する。

平成二十八年十二月十五日

提出者

徳島県議会議長

嘉見博之殿

吉高庄南井杉喜寺岩岡眞来島中岡岩重
川井野 川本多井佐本貝代田山 丸清
広美昌恒龍直宏正義富浩正正俊佑正佳
志穂彦生二樹思邇弘治司文人雄樹史之

長黒臼丸川木西岸元樺山原嘉岡須木
尾崎木若端南沢本木本西井見田見下
哲 春祐正征貴泰章 国 博理一
見章夫二義美朗治生孝朗敬之絵仁功

徳島県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

徳島県議会議員の議員報酬の特例に関する条例（平成十六年徳島県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

「平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十日まで」を「平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで」に、「七万五千円」を「三万円」に、「五万円」を「二万円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

提案理由

本県財政の健全化に資するため、平成二十九年四月から平成三十年三月までの間の議長、副議長及び議員の議員報酬の月額を減額する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議第3号

国の教育政策における財政的支援を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

平成28年12月15日

提出者 文教厚生委員長 眞貝浩司

徳島県議会議長 嘉見博之 殿

国の教育政策における財政的支援を求める意見書

学校現場を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大するとともに、授業革新等への対応も求められている中、教員が子どもたちと向き合う時間を確保し、誇りとやりがいを持てる環境を確保し、教員の長時間労働の改善を図る必要がある。

平成29年度国予算の概算要求では、障がいのある児童生徒への通級による指導や外国人児童生徒等への特別な指導に必要な教員について基礎定数化を図るほか、小学校における専科指導やアクティブ・ラーニングの視点からの授業改善などに必要な定数の増により、次世代の学校の創生に必要不可欠な教職員の配置充実に向けた要求がなされているが、これらの課題に確実に対応するためには、地方の実情を踏まえた教職員定数の改善が不可欠である。

また、いわゆる人材確保法は、学校教育が次代を担う青少年の人間形成の基本をなすものであることに鑑み、教員の給与について特別の措置を定め、優れた人材を確保し、もって学校教育の水準の維持向上に資することを目的に制定されたものであるが、近年、教員給与体系の再構築の動きのもと、教員特有の手当の削減等が行われてきたところである。

学校教育の成否は教員の資質能力に負うところが大きく、優秀で質が高く、意欲に溢れた人材を確保することが極めて重要である。

さらに、義務教育に係る教職員の給与等について、義務教育費国庫負担金制度によりその一部を国が負担するなど、国から一定の支援が行われているが、地方自治体の財政状況にかかわらず、全国一律に教育の機会均等とその維持向上を図るためにには、国の責務として必要な財源を保障する必要がある。

よって、国においては、次の事項が実現されるよう強く要請する。

- 1 今日的な教育諸課題に対応するため、義務教育諸学校及び高等学校の標準法を改正し、教職員定数の改善を図ること。
- 2 教育現場に優れた人材を確保するため、人材確保法を尊重し、教育専門職としてふさわしい給与・待遇とすること。
- 3 教育の機会均等と教育水準の維持向上のために、国が責任をもち義務教育に係る費用を全額国庫負担とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

議 長 名

提 出 先

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
總 務 大 臣
財 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣

協力要望先

県選出国會議員

議第4号

飲食・宿泊業者等に配慮した受動喫煙防止対策を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成28年12月15日

提出者	功仁絵之敬朗孝生治朗美二生志	一理博国章泰貴征龍恒広
重清佳之	下見田見井西木本木本沢南川	木須岡嘉原山樺元岸西木井南古
岩丸正佑	岡山田代正俊正浩富義正宏直祐	岡寺佐井多本若尾
岡中島来眞	岡人文司治弘邇思樹二見	岡寺喜杉丸長
島來眞岡	島正浩富義正宏直祐哲	島寺喜杉丸長
來眞岡岩	島佐井多本若尾	

徳島県議会議長

嘉見博之 殿

飲食・宿泊業者等に配慮した受動喫煙防止対策を求める意見書

2016年10月に厚生労働省より公表され、次期通常国会に法案として提出されようとしている「受動喫煙防止対策の強化について（たたき台）」における受動喫煙防止対策は、各業界がこれまで推進してきた取組が無駄になるような厳格な規制を設定しており、大きな懸念を抱いているところである。

徳島県における葉たばこは、阿波葉とともに発展した400年以上もの歴史を持つ、地域農業を支える重要な基幹作物の一つであり、農家数23戸、面積32ヘクタール、販売高1億6,479万円を誇る産地として、たばこ農家は葉たばこ生産に自信と誇りを持って良質葉生産に取り組んでいる。

たばこ販売店においても、零細かつ経済的基盤の弱い店が多い中、それでも財政に多大な寄与をしているとの自負と誇りを持ち、たばこ販売を行ってきたところであり、平成26年度の徳島県におけるたばこ税の収入は、県税が8億9,702万円、市町村税が54億8,729万円に上る。

たばこの消費が減少する中、たたき台による措置により、更なる喫煙機会の減少、結果として消費本数の減少が進むことは明らかであり、たばこ販売店及びたばこ農家の経営にも多大な影響があると考えられる。

一方、飲食業界では、たたき台による原則禁煙という措置がお客様ニーズへの対応を著しく損ない、売上げの減少を懸念している。また、多くの事業者は、家族経営による中小企業であり、店舗の物理的な制約に加え、資金的な制約により、喫煙室の整備も容易ではなく、結果的に全面禁煙とせざるを得ず、経営への影響は避けられない状況である。

よって、たたき台が求める措置には大きな問題があり、多方面にわたって甚大な影響を与えるおそれがあることから、国においては、次の事項に配慮されるよう、強く要請する。

- 1 飲食・宿泊業等のサービス業を営む事業者への措置について、十分に配慮したものとすること。
- 2 効果的とされている分煙措置をとっている店舗・施設については、相当の配慮をすること。
- 3 喫煙者に十分な喫煙機会が与えられるよう、喫煙環境の整備にも配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

議 長 名

提 出 先

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
農 林 水 産 大 臣
内 閣 官 房 長 官

協力要望先

県選出議員